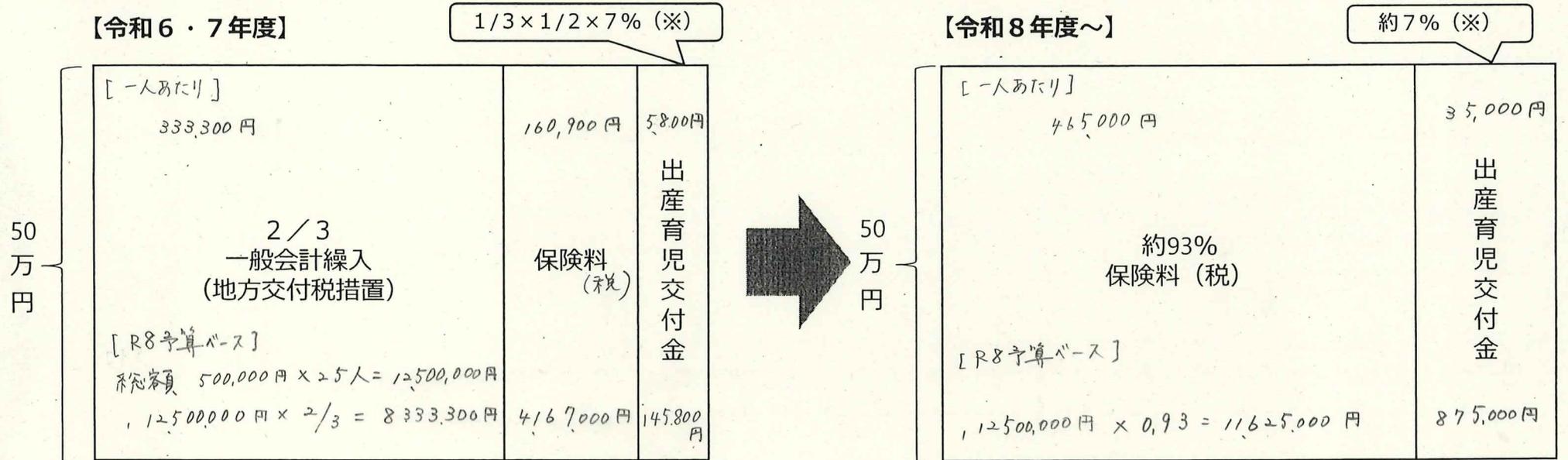


令和8年度以降の出産育児一時金に係る一般会計の繰入金について

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号。)において、令和6年4月から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入された。
- 現在、出産育児一時金の額の2/3に出産見込み件数を乗じた金額を一般会計から繰り入れているところ、当該繰入金及び当該繰入金に係る地方財政措置については、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み(出産育児交付金)が令和8年度から全面的に導入されることに伴い、廃止する。そのため、出産育児一時金に係る費用については、出産育児交付金及び保険料(税)により賄うこととなるため、留意されたい。
- なお、令和8年度の地方財政措置については、令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げや子ども・子育て支援金制度導入により必要となる地方費など、従来に比して追加で必要となる所要額を、令和8年度地方財政計画に適切に計上することとしている。

財源構成イメージ



(※) 1/3: 国保の公費支援相当分は、令和6・7年度の出産育児交付金の対象外としている。

1/2: 高齢者負担の激変緩和の観点から、令和6・7年度の出産育児交付金は1/2としている(全保険者共通)。

約7%: 出産育児交付金の交付割合は、7%を起点として、出産育児一時金に関する現役世代と後期高齢者の1人当たり負担額の伸び率が前うよう割合を設定することとしている。

◎財源不足 11,625,000円 - 416,700円 = 745,800円